

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 7 年 6 月 4 日

恵庭市議会議員 瀬谷 敏 明

恵庭市議会議長 川 原 光 男 様

ページ 3 ～ 1

	一 問 一 答 (有)・無)	質 問 所 要 時 間 (6 0 分)
大 項 目	一般行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
職員採用に関する 現状と課題について	労働市場は、“売り手市場”が続く中、全国的に自治体職場と民間企業との間で人材の奪い合いが激化しています。大手就職情報会社が来春卒業予定の大学生に行った調査によると、公務員志望の学生の約 8 割が民間企業との併願を考えているとの結果であり、公務員一本で就職活動を進める学生は少数派となっています。また、最近の新聞報道によると、北海道内の自治体における一般事務職（大卒程度）の採用内定辞退率が人口上位 10 市のうち 9 市で 2 割を超えており、そのうち 2 市で 5 割超え、政令市であり人気があるとされる札幌市でさえも 3 割を超えている状況にあるとのことでした。 このように全国・全道各地の自治体において、新規採用職員の確保には大変苦慮されており、本市も例外ではないと認識しています。 そこで、以下の点についてお伺いいたします。 1. 過去 3 カ年の採用試験応募者数と合格者（内定者）数、辞退者数（辞退率）について 2. 採用試験の実施方法・内容について 3. 新規採用職員確保に向けた取組について 4. 採用内定者へのフォローアップの取組について	

※議会申合せ事項第 14 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

7.6.4

	氏 名 澁 谷 敏 明	ページ 3 ～ 2
大 項 目	一般行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
市職員の職場実態について	近年、全国的に自治体職場における若手・中堅職員の離職率が増加しており、行政運営や市民サービスに与える影響が懸念されています。昨年、職員労働組合が実施した組合員アンケートの結果によると、20～30代の若手・中堅職員の約6割が「ここ2～3年以内に退職を考えたことがある」との回答でありました。その理由として挙げられていたのは、業務量の多さや「働いていても楽しくない・やりがいを感じない」などのモチベーションの低下に関する内容でありました。また、他の設問では約7割の職員が「業務量に対して人員が足りていない」と回答しており、非常に深刻な結果であると思っています。 実際に職員からも「時間内に業務が終わらない」「プライベートを犠牲にしている」「仕事と家庭生活の両立に悩んでいる」などの声を耳にしているのは事実であります。 意欲を持って入庁した職員が長時間勤務等により疲弊し、結果的に休職・退職するということになっては、他の職員の負担が増加するという悪循環を生むだけでなく、採用や人材育成にかけた時間・費用の面からも大きな問題と考えます。 そこで、以下の点についてお伺いいたします。 1. 過去3ヵ年における時間外勤務実績（職員一人当たり）及び年間の最大時間数について 2. 過去3ヵ年において、市条例に定める時間外勤務の上限時間を超過した職員数について 3. 過去3ヵ年における若手・中堅職員の退職者数の推移と主な退職理由について 4. 若手・中堅職員の退職における所見について 5. 若手・中堅職員の退職防止対策について	

	氏 名 澁 谷 敏 明	ページ 3 ～ 3
大 項 目	一般行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
市内小中学校の防犯・安全対策について	全国各地で小中学校の児童生徒、教職員に対する事件、事故等が多く発生している昨今、本年５月には東京都立川市の小学校において侵入した不審者に教職員が暴行される事件が発生しました。この事件を受けて、全国の学校現場では、不審者対応・危機管理マニュアルの再確認や対応訓練などが実施されております。 また、通学路上での交通事故に登下校中の小中学生が巻き込まれる事故が相次いで発生するなど、児童生徒の安全を脅かす事案が後を絶ちません。 本市においても、このような事案がいつ、どこで発生するかわかりません。子どもたちの安全・安心を守るため、緊急時に備えて対策を徹底する必要がある、学校現場と地域そして行政が一体となって取り組むべき重要な課題であると考えています。 そこで、以下の点についてお伺いいたします。 1. 学校における不審者等対応マニュアルの策定状況について 2. 学校における不審者等対応訓練の実施状況について 3. 学校敷地内並びに通学路上における防犯カメラ等防犯設備の設置状況について 4. 通学路における危険個所の点検、改善の取組状況について 5. 児童生徒への防犯・交通安全教育の実施状況について	

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 7 年 6 月 4 日

恵庭市議会議員 小 林 卓 矢

恵庭市議会議長 川 原 光 男 様

ページ 2 ～ 1

	一 問 一 答 (有・無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	一般行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
学校給食費について	本市では、3 月 1 1 日に行われた総務文教常任委員会などで、学校給食の値上げを検討していることが報告されました。しかし、東京都や青森県ではすべての自治体で無償化され、全国でも道内でも給食費の無償化を実施している自治体は増えつつあります。 また、国は 2 0 2 6 年度以後の早い時期に、小学校の給食費の無償化を目指すとしています。そのような状況の下で、来年度から値上げを検討する本市の動きは政府方針に逆行するものであり、また少子化対策の点からも、子育て世代の負担増に繋がる学校給食費の値上げは行うべきではないと考えます。そこで以下の点について伺います。 1. 値上げの理由・背景について改めて伺います。 2. 学校給食センター運営審議会の検討状況について伺います。	
子ども医療費について	本市は、今年 4 月から子ども医療費助成の対象範囲を、入院費は高校 3 年生まで、通院費は中学 3 年生まで広げましたが、なお高校 3 年間の通院費は助成対象に含まれていません。市のこれま	

※議会申合せ事項第 1 4 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。



	氏 名 小 林 卓 矢	ページ 2 ～ 2
大 項 目	一般行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
こども誰でも通園 制度について	での説明では、18歳まで通院費の助成を拡大した場合、対象人数の増加分は約2000人、予算は約2700万円とし、今後の助成拡大に向けてはなお調査を必要とし、助成拡大の実施時期を明らかにしていません。 一方、近隣の自治体をみると、千歳市や札幌市などでは今年4月から通院費・入院費ともに18歳までの助成を実施しています。令和7年4月1日現在の北海道保健福祉部子ども政策局の調査によると、道内の85%以上の市町村で高校3年生までの通院・入院費を助成しており、昨年同時期のデータより11%上昇しています。 これらの結果から本市の子ども医療費に対する取り組みは他市町村より遅れているものと考えますが、どのように認識しているか伺います。	
	子ども・子育て支援法に基づき実施される「こども誰でも通園制度」の進捗状況について伺います。本事業は、生後6ヶ月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件に関係なく、月10時間までを上限として保育施設に預けることができる制度で、国は令和8年度からの本格実施を決めています。この制度は、育児の孤立を防ぎ、虐待リスクを減らす目的で導入されましたが、運用面での課題が多く、特に保育の質や安全性の確保が重要な論点になっています。本市でも、今年9月から試行するとの報告が、今年1月の厚生消防常任委員会でありました。報告によると、市内3～4か所の保育施設等での実施を予定しているとのことですが、実施に向けた実施要領や実施施設の名称、乳幼児受入数、などの準備状況について伺います。	

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 7 年 6 月 4 日

恵庭市議会議員 太 田 実 保

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 2 ～ 1

	一 問 一 答 (有)・無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	誰もが健康で安心安全に暮らせるまちについて	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
1. 子ども・子育て を取り巻く状況に ついて	恵庭市では昨年、子どもの生活環境や学校・家庭での過ごし方など家庭の実態を把握するために、子どもの生活実態調査（アンケート調査）を小学 5 年生・中学 2 年生・17 歳の子どもと小学 2 年生・小学 5 年生・中学 2 年生・17 歳の保護者を対象に実施しましたが、この調査で、恵庭市の子どもと子育てを取り巻く環境の現状と課題が明らかになりました。 そこで、恵庭市として目指すべき子どもを取り巻く環境について以下の点について伺います。 1)子どもの生活実態調査の結果からわかった現状と課題について 2)子どもたちを取りまく現状の課題に対する対応状況について 3)第 3 期えにわっこ☆すこやかプランの概要と取り組みについて	

※議会申合せ事項第 14 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。



	氏 名 太 田 実 保	ページ 2 ～ 2
大 項 目	誰もが健康で安心安全に暮らせるまちについて	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
2. 子どもの権利条例について	日本が「子どもの権利条約」に批准したのは1994年ですが、法的位置づけがあいまいなまま、時間が経過し、子どもの権利に関する条例を制定している自治体は多いとは言えません。しかし、2023年に施行された、こども基本法は、「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的」とし、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定め、6つの基本理念が示されています。 恵庭市では、生活実態調査などは実施していますが、現状では、子どもたちの声を十分に聴き、それを市政に反映させているとは言えないと考えます。そこで、子ども施策の法的根拠となる、子どもの権利条例の制定に対して、どのように考えているかを伺います。 1) 国内、道内の子どもの条例制定の状況について 2) 子どもの条例制定への考え方について 3) 市が子どもの権利を尊重し確保するための具体的な方策について	